

仁木町の給料表の等級別職員数の公表

この公表は、地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、年度当初の状況を取りまとめたものです。
地方公務員法の改正に伴い、公表が義務付けられました。

仁木町等級別職員数(平成29年4月1日現在)

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合 計		内 訳	
		人	%	職 名	人
1級	定型的な業務を行う職務	10	14.5	主事	6
				技師	1
				保健師	3
				計	10
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	7	10.2	主事	6
				栄養士	1
				計	7
3級	係長又は主査の職務 主任の職務	21	30.4	主任	14
				係長	7
				計	21
4級	課長又は主幹の職務 困難な業務を処理する係長又は主査の職務	12	17.4	係長	11
				主幹	1
				計	12
5級	困難な業務を処理する課長又は主幹の職務	10	14.5	主幹	8
				課長	1
				事務局長	1
				計	10
6級	相当困難な業務を処理する課長の職務	9	13.0	課長	6
				室長	1
				次長	1
				事務局長	1
				計	9
合 計		69	100.0		